

様式 4

南相馬市監査委員公表第 5 号

令和 8 年 1 月 2 6 日付け南相馬市監査委員公表第 1 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき南相馬市長から令和 8 年 3 月 2 7 日付け 7 財第 9 7 0 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 8 年 4 月 2 7 日

南相馬市監査委員 庄 子 まゆみ

南相馬市監査委員 細 田 廣

監査結果に係る措置通知書

長寿福祉課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金(南相馬市老人クラブ連合会)について	
<p>1 当該補助金は財源の一部として福島県老人クラブ活動等事業費補助金(県支出金)を充てており、その交付手続き等の確認をしたところ、県相双保健福祉事務所(以下「県」という。)への交付申請から変更交付申請、実績報告までの一連の事務処理が、所属長や最終決裁者の決裁行為を受けないまま報告・提出されているという組織の意思決定プロセスを経ない極めて不適切な状態となっていました。</p> <p>県への交付申請起案に際しては、財政課合議段階で内容確認の差し戻しをされたまま再回議されず未決裁の状態となっていました。県からは交付決定の指令書が発せられていました。その後、変更交付申請、事業完了報告及び実績報告書の提出の必要が生じていましたが、各々の起案については文書番号の採番はされているものの添付書類もなく、決裁・合議以前に回議もされていない状態となっていました。</p> <p>一方、交付申請と同様に、県からは変更交付決定通知及び補助金確定に伴う返還通知が発せられています。</p> <p>このような事案は、担当者の事務処理の遺漏やミスというだけではなく、業務執行の過程において所属内でのチェック体制が十分機能していなかったことが大きな要因であり、適切に機能していれば事前に防止できたものと考えられます。</p> <p>チェック体制の不備は、組織への信頼が大きく損なわれる事態に繋がる要素も含んでいる</p>	<p>1 老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金運営に係る財源については、福島県老人クラブ活動等事業費補助金を活用しており、交付を受けるにあたっては、様々な事務処理が必要であると認識しております。しかしながら、今回、基本とされる起案、決裁等を行わず、対外的に文書を発出するなど、間違った事務対応が行われていた件については、担当職員が当該事務を昨年度も担当しており、職責における経験もあることから、所属長、担当係長ともに「誤った事務処理を行うことはないであろう」という甘い考えがあったことが、不適切な事務処理を見逃した大きな要因であると認識しております。このため、担当者及び決裁を行う所属長も含め、事務処理の流れについて今一度見直しを行ったものです。</p> <p>そのうえで、書類提出依頼等の收受文書については、提出期限やそれに付随する起案等の事務処理期限について担当者だけでなく、担当係長及び係内のスケジュールにおいて予定の共有を図り、都度、進捗の確認を行う手法を取り入れたものです。</p> <p>また、起案文書の進捗についても、システム上で日々、担当係長が進捗の確認を行い、担当者へ確認を行うこととしたものです。</p> <p>また、差し戻し文書については、所属長、担当係長にもその旨周知がされ、かつ担当</p>

ことから、今後実効性のある改善策を講じるとともに、所属内で取組体制を構築し、ミスや不適正な事案を未然に防げるよう体制の強化を図るべきであると考えます。

2 提出された補助金交付申請書の収受が行われておらず、令和7年2月20日に団体からの問合せで事務処理の遺漏が発覚し、支出負担行為及び交付決定を約10か月遡及して4月1日付けで行われていました。そのため、概算払い請求にも遅れが生じ2月27日に支払われることとなりましたが、例年より遅れたことによる苦情や問合せ等も生じていました。

支出負担行為の手続きについては財務規則第48条に定められていますので、本補助金の交付目的を鑑み、団体に不利益や不信感を与える事態を招かないよう適正な事務処理をしてください。

者が再回議したかについても周知されることから、所属長、担当係長及び担当者間の確認の徹底を図ります。

2 今回、本来であれば年間計画に基づき、速やかに補助金交付申請を受け付け、老人クラブ活動の実施に併せ、年度の上期に交付決定及び概算払いを行うべきものについて、補助金の交付が大きく遅れることとなり、市の対応に不信感を抱かせる結果となったところです。

本老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金については、南相馬市老人クラブ連合会の事務を行う南相馬市社会福祉協議会と事業の進捗を共有しながら、事務を進めるものと考えております。

このことから、所管課として、例年のスケジュールを基に事務進捗の管理表を作成し、併せて南相馬市社会福祉協議会と都度、事務進捗を共有する場を設けるなど、事務遅滞を発生させない体制を構築する考えです。